年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年12月1日答申分

○答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの		1件
国 民 年 金 関 係	1件	
厚生年金保険関係	0件	
（2）年金記録の訂正を不要としたもの		2件
国 民 年 金 関 係	2件	
厚生年金保険関係	0件	

厚生局受付番号　:　東海北陸（受）第 2000089 号
厚生局事案番号　:　東海北陸（国）第 2000020 号

第１　結論

昭和 62 年 11 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　　名　:　男
基礎年金番号　:
生　年　月　日　:　昭和 30 年生
住　　　　所　:

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　:　昭和 62 年 11 月

私は、妻と一緒に、Ａ市役所に出向いた際に、転職の間の１か月のみであったが、請求期間である昭和 62 年 11 月について、空白期間があると将来不利になる旨の説明も受けたため、国民年金の加入手続を行い、扶養していた妻も、同期間について国民年金の手続を行った。

保険料については、金融機関で妻と一緒に納付したはずだが、国の記録では未納とされている。同時期に国民年金の加入手続を行ったのに、妻の分の保険料のみ納付して、私の分の保険料を納付しないはずはないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間の保険料について２年の時効が成立する直前の平成元年 12 月にＡ市において払い出されていることから、この頃に、請求者の加入手続が行われ、その際、遡って昭和 62 年 11 月の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、請求者のオンライン記録に事務処理年月日が平成元年 12 月 27 日とされていることとも符合する。

また、請求者は、Ａ市役所に出向いた際に、妻についても、請求期間に係る国民年金の手続を行った旨陳述しており、オンライン記録及びＡ市の回答によると、妻については、平成元年 12 月に手続が行われ、その翌月の平成２年１月５日付けで、昭和 62 年 11 月を第１号被保険者とする事務処理が行われた記録が確認できることから、請求者の陳述は当時の状況と一致している。

さらに、請求者に対しては、オンライン記録によると、平成２年１月４日に過年度保険料の納付書が作成された記録があり、請求者は２年の時効が成立する平

成２年１月末までは、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、妻に係る昭和62年11月の保険料については、オンライン記録によると、２年の時効が成立する間際の平成２年１月 29 日に納付されていることが確認でき、上述のとおり、請求者及び妻の当該期間の国民年金に係る手続が同時期に行われたことを踏まえると、請求者が妻の保険料とともに、１か月と短期間である請求期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号　:　東海北陸（受）第 2000088 号
厚生局事案番号　:　東海北陸（国）第 2000019 号

第１　結論

　昭和 60 年３月から昭和 61 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生　年　月　日　:　昭和 34 年生
住　　　　所　:

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　:　昭和 60 年３月から昭和 61 年３月まで

　私は、国民年金について、よく分からないが、国民年金の期間が途中で切れるようなことはなかったと思う。夫の勤務していた会社が関与していれば、手続を適切に行ってくれたと思うし、私自身が特別な手続を行った覚えもない。保険料の納付については、納付書が届けば納付したと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

　オンライン記録によると、請求者の国民年金の記録については、昭和 59 年９月頃に初めて被保険者の資格を取得する事務処理が行われていることから、この頃に請求者が居住していたＡ市（当時）において加入手続が行われ、請求者に対し、国民年金の手帳記号番号が払い出されたものとみられる。この際、昭和 59 年３月 30 日に遡って強制加入被保険者として被保険者の資格を取得（後に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 59 年３月 31 日に訂正）し、その後、請求者の婚姻により、昭和 59 年 12 月＊日付けで任意加入被保険者とする事務処理が行われているが、昭和 60 年３月 13 日付けで任意加入被保険者の資格を喪失する事務処理が行われていることから、請求期間は未加入期間とされている。

　また、日本年金機構が保管する、請求者が請求期間当時居住していたＢ市の被保険者名簿によると、補記として、「任意資格喪失申出に付き 60．３．12 除票」と記載され、請求期間の保険料が納付された形跡はうかがえず、Ｂ市は、請求者の国民年金について記録はない旨回答している。

　さらに、請求者から提出された年金手帳においても、昭和 60 年３月 13 日に任意加入被保険者資格を喪失し、その後、昭和 61 年４月１日に第３号被保険者として被保険者資格を取得するまでは国民年金に未加入とされ、この記録は、オンラ

イン記録とも一致しており、請求者から聴取しても、請求期間に係る手続及び保険料の納付について明確な陳述が得られないことを踏まえると、請求者が請求期間において、国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付したと推認する事情を見いだせない。

加えて、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、昭和 59 年９月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 ： 東海北陸（受）第 2000131 号
厚生局事案番号 ： 東海北陸（国）第 2000021 号

第１　結論

昭和 57 年１月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名 ： 女
基礎年金番号 ：
生 年 月 日 ： 昭和 35 年生
住　　　所 ：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 昭和 57 年１月から同年 11 月まで

私は、昭和 57 年 10 月に日本国籍を取得した後、同年 11 月頃に実家のあるＡ郡Ｂ村に帰省して、夫とともに住民票を異動した。国民年金の加入手続については、自身で役場かＣ社会保険事務所（当時）で行い、保険料の納付については、納付場所や保険料額は覚えていないが、納付書が届いた分については納付したと思う。

平成 14 年に家族のことで、Ｄ社会保険事務所（当時）に出向き、自身の年金についても確認したところ、年金手帳に記載してある国民年金の記号番号は、別人のものであると説明され、二重線を引かれ取り消された。しかし、私が昭和 57 年 11 月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、同年１月１日に遡って国民年金の被保険者となったことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者に係る外国人登録原票（当時）及び戸籍謄本によると、請求者は、昭和 56 年４月＊日に婚姻し、昭和 57 年 10 月＊日に日本国籍を取得していることが確認できる。なお、国民年金法においては、昭和 57 年１月１日に被保険者の国籍要件が撤廃されている。

請求者の所持する年金手帳によると、請求者は、昭和 57 年 11 月 13 日にＥ市Ｆ区からＢ村に住所を変更しており、転入後のＢ村役場における国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年１月１日を被保険者資格取得日として同年 11 月 27 日に入籍後の姓で払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、国籍要件が撤廃された昭和 57 年１月１日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

しかしながら、上述の国民年金手帳記号番号払出簿によると、一旦は請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、氏名欄、交付年月日欄及び加入年月日欄は抹消され、欄外には「誤」の文字が記載されており、当該国民年金手帳記号番号は、再度、別人に払い出されていることが確認できる。このことについて、Ｂ村は、請求者の国民年金手帳記号番号を別人に払い出しているのは、請求者への払出しは取り消されたことを意味しており、取り消された年月日及び理由は不明であるが、請求者が保険料を納付していた場合は、別人に番号を払い出すことはない旨回答している。

また、請求者の住民票及び夫のＥ市における国民年金被保険者名簿によると、請求者は、夫とともにＢ村へ転入し、１か月足らずの短期間（昭和 57 年 12 月７日）で再度、Ｅ市に住民票を異動させていることが確認できる。

さらに、Ｂ村における昭和 57 年度国民年金保険料検認確認簿によると、請求者の手帳記号番号欄、被保険者氏名欄及び検認欄は夫とともに斜線で抹消されており、検認印は確認できないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたと推認する事情までは見いだせない。

加えて、オンライン記録によると、請求者の国民年金の資格取得日は、現在、昭和 56 年２月７日とされているところ、Ｅ市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録について、受付日は「平成 14 年９月 13 日」、理由は「新規取得」とされているが、取得日については、本来、「昭和 57 年１月１日」とするべきところ、外国籍であったことを把握していなかったことにより、「昭和 56 年２月７日」とされていると回答している上、Ｅ市から提出された資料では、請求期間の保険料納付について確認することはできない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名（原氏名及び通称名を含む。）に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 57 年 11 月 27 日にＢ村役場において一旦は払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。